報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	津坂 勝哉
登録番号又は法人番号	95212776
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	
事務所所在地	〒 5 1 1 - 0 8 1 3 三重県桑名市桜通 45 番地
処分年月日	令和6年5月1日
処分内容(種類)	訓告
上記処分をした理由	当該会員は、受任した任意後見人業務において「委任契約及び任意 後見契約等公正証書」に定められた契約事項を適正に履行せず、ま た、従前より業務に関する帳簿を備えていなかった。 これらのことは、行政書士法第9条(帳簿の備付及び保存)及び第 10条(行政書士法の責務)に違反するものであり、さらに、当該会 員に対し、三重県知事より戒告措置(令和5年11月30日付総務 第03-34号)がなされたことにより、行政書士に対する信用を 著しく失墜させる重大な事態を招いた。 このことは、三重県行政書士会会則第46条第1項第二号の処分事 由に該当する。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第9条(帳簿の備付及び保存) 第9条 行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の 名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県 知事の定める事項を記載しなければならない。 2 行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の 時から2年間保存しなければならない。行政書士でなくなったとき も、また同様とする。 行政書士法第10条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又 は品位を害するような行為をしてはならない。